

魚沼市一般廃棄物処理基本計画

ごみ処理基本計画
生活排水処理基本計画

【令和5年度改訂版】

平成28(2016)年度～令和7(2025)年度

令和5年12月

魚 沼 市

魚沼市一般廃棄物処理基本計画目次

第1部 総論

第1章 計画の目的	1
第1節 背景	1
第2節 目的	1
第2章 一般廃棄物処理基本計画の基本事項	2
第1節 計画の位置付け	2
第2節 環境及び廃棄物行政の取り組みと方針	3
第3節 計画期間	3

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題	4
第1節 ごみの排出状況	4
第2節 処理・処分の状況	5
第3節 処理施設の状況	7
第4節 ごみの減量化とリサイクルの現状	8
第2章 ごみ処理基本計画の内容	11
第1節 ごみ処理基本計画の方針	11
第2節 排出量の目標と処理方針	12
第3節 ごみの減量化とリサイクル率の目標	12
第4節 ごみの減量化とリサイクルの取り組み	13
第5節 ごみの分別収集区分とリサイクル・処理の方針	15
第6節 処分対象外の廃棄物の処理方針	16
第7節 事業系ごみの処理方針	17
第8節 ごみ処理の計画に関する事項	18
第9節 ごみ処理の施設整備に関する事項	18
第3章 廃棄物処理の課題	19
第1節 ごみ処理手数料の見直し	19
第2節 ごみの収集運搬委託	19
第3節 ごみの適正排出区分	19
第4節 循環型社会の形成に向けて	19

第3部 生活排水処理基本計画	
第1章 生活排水処理の現状	20
第1節 生活排水処理の状況	20
第2節 し尿・汚泥処理の状況	23
第3節 生活排水処理の必要性和課題	24
第2章 生活排水処理基本計画の内容	25
第1節 生活排水処理基本計画の方針	25
第2節 生活排水の処理計画	25
第3節 し尿・汚泥の処理計画	26
第3章 生活排水処理の将来における課題	28

第1部 総論

第1章 計画の目的

第1節 背景

我が国の経済発展に伴い、私たちの生活が物質的に豊かになった一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄による天然資源の枯渇や、焼却灰などを埋め立てる最終処分場の残余容量の逼迫など、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されています。

これらの問題に対応するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。）（以下「廃棄物処理法」という。）の改正や「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）の制定等が行われ、ごみの排出抑制、天然資源の消費抑制、資源のリサイクル（再生利用）等に国を挙げて取り組んでいます。平成25年4月には、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号）が施行されたことにより、小型家電に使用されている有用な金属の回収と再資源化に向けた取組が示され、ごみの発生抑制及び排出抑制とともにリサイクルの促進を図り、資源循環型社会の構築を目指していくこととしています。

本市は、平成19年3月に環境保全についての基本理念である「環境基本条例」を制定し、平成21年3月にはその条例に基づいて、市の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため「魚沼市環境基本計画」を策定し、市民、事業者及び行政（以下「三者」という。）の環境保全に対する役割を明確にするとともに、平成21年度には市制施行5周年を迎えたことを機に「自然環境都市」を宣言し、平成22年度を「環境政策元年（みどりの年2010）」と位置づけ施策を展開してきました。

現行の「魚沼市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、今後一層のごみの減量とリサイクルの推進を図るため、平成28年度に上位計画である「第二次魚沼市総合計画」及び「第2次魚沼市環境基本計画」が策定されたことに併せて、各計画を踏まえ本市における現在のごみ処理事業及び生活排水処理事業の現状と課題を明らかにし、今後の基本方針及び三者がそれぞれ果たす役割など必要な基本的事項を定めており、平成17年度に策定されて以降数度の改訂を経て、現在の内容に至っています。

第2節 目的

本計画は、地方公共団体の責任のもと実施する必要がある一般廃棄物の処理に関し、本市の現状を分析したうえで処理量を推計し、今後の廃棄物処理の方針や目標を定めることを目的としています。

なお、前回の改訂以後、計画の前提となっている条件に大きな変化があったため、第2章第3節の規定により改訂を行います。

第2章 一般廃棄物処理基本計画の基本事項

第1節 計画の位置付け

本計画の位置付けを次の図に示す。

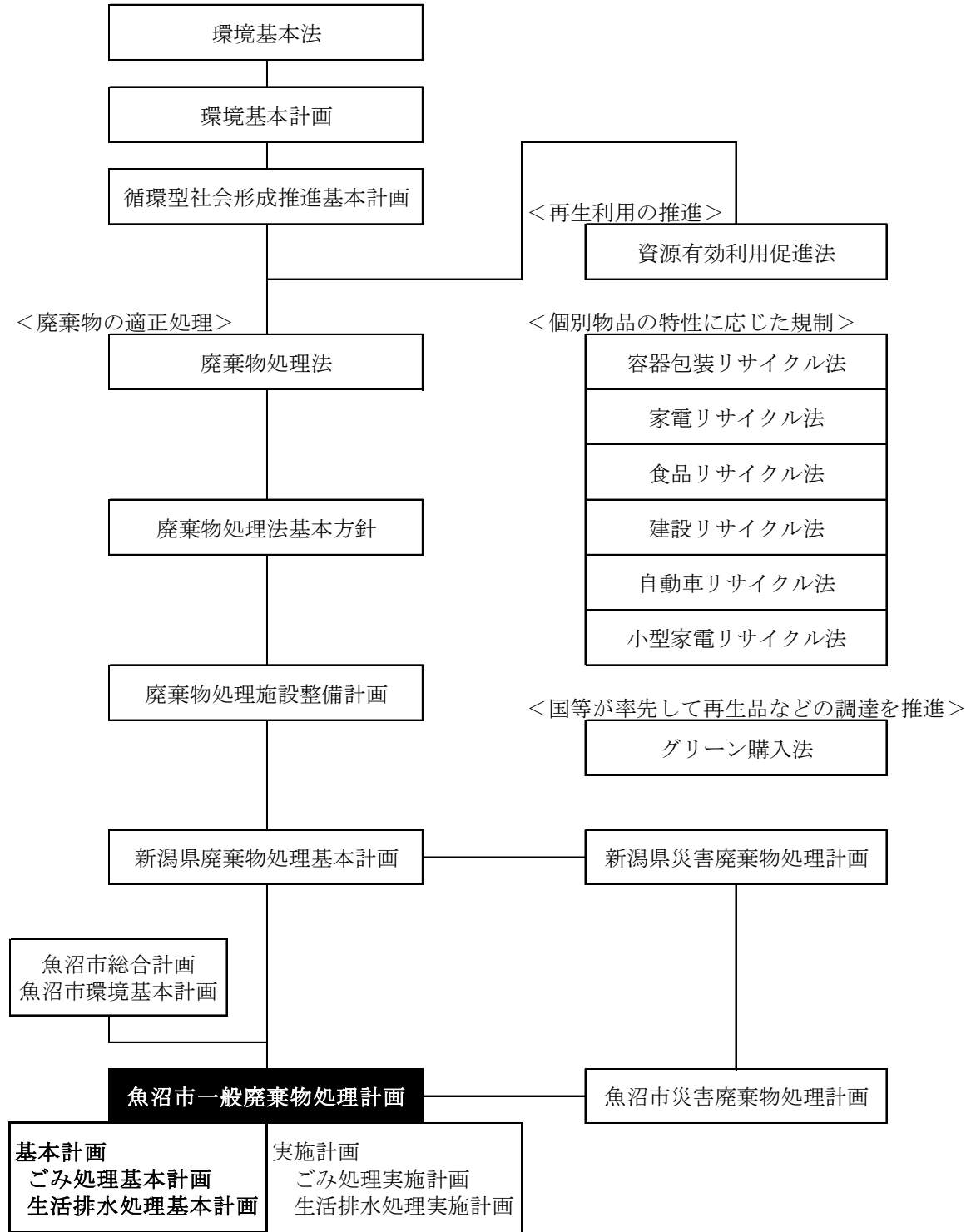


図1-1 計画の位置付け

第2節 環境及び廃棄物行政の取組と方針

大量生産、大量消費及び大量廃棄型などの表現が用いられる、便利で快適な生活は、一方で環境への負荷が大きく、自然の破壊やそれによる健康な生命の営みに対する悪影響が危惧されることから、生活習慣を見直し、循環型社会の形成と環境への負荷が少ない社会の構築が急務となっています。

こうした中、本市は、ごみの衛生的な処理と併せて減量化とリサイクルを推進するため、積極的な分別収集に取り組んでいます。

また、生活排水の処理については、公共下水道、農業集落排水施設又は合併処理浄化槽といった地域の実情に合わせた施設の普及を図りながら、生活環境の向上と自然環境の保全に努めています。

本市では、本計画において以下の3点を方針に掲げ、環境の保全に配慮した廃棄物行政を進めることとします。

1 ごみ処理業務の効率化

環境保全の重要性を鑑み、今後のごみ排出量の傾向を踏まえながら、効率化に向けた幅広い施策を推進するとともに、収集、運搬及び処分等の一連のごみ処理業務において効率化を進めます。

2 リサイクルの推進

資源の循環的利用を図るため、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再資源化（リサイクル）のいわゆる3Rに、熱回収（サーマルユース）を加えた取組を積極的に推進します。また、廃棄物の分別を徹底するとともに収集・運搬・処分のそれぞれの業務において効率的な手法を採り入れながら、環境負荷が最小となるよう努めます。

3 生活排水処理

清潔で快適な水辺環境を保全するため、地域の実情に合わせた排水処理をして公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽への接続を促進し、生活排水に係る環境負荷低減を目指します。

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、引き続き平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間とし、最終年度の令和7(2025)年度を目標年度とします。なお、今回の改訂以後は、計画の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合において見直しを行うこととします。

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみの排出状況

1 ごみの年間排出量

直近10年間における本市の一般廃棄物の総排出量は、「新潟福島豪雨」が発生した平成23年度をピークにその後減少傾向にあります。

令和元年度における排出量は13,907tであり、本計画の始期の前年である平成27年度の15,250tに比べ8.8%減少しています。(図2-2)

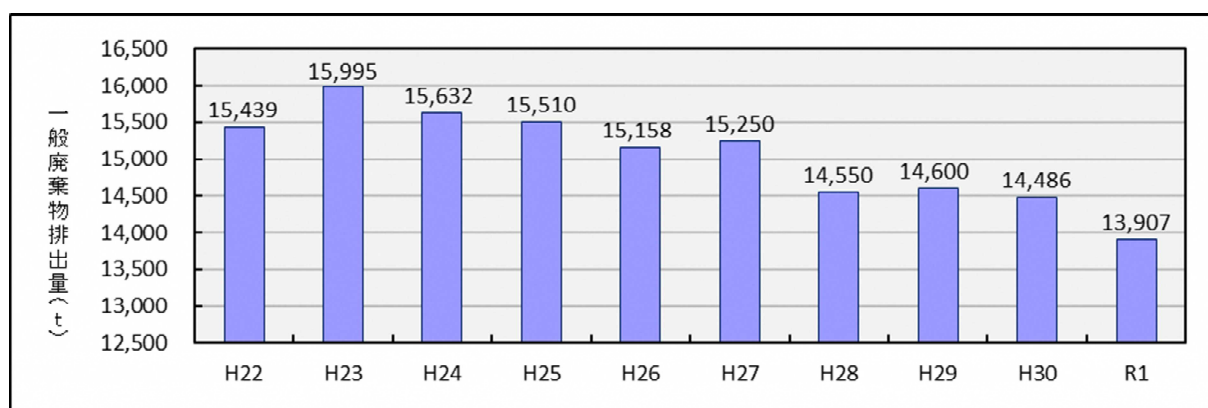


図2-2 一般廃棄物の排出量

市民1人1日当たりの平均排出量は、令和元年度が1,063gであり、平成23年度以後はほぼ横ばいとなっています。(図2-3)

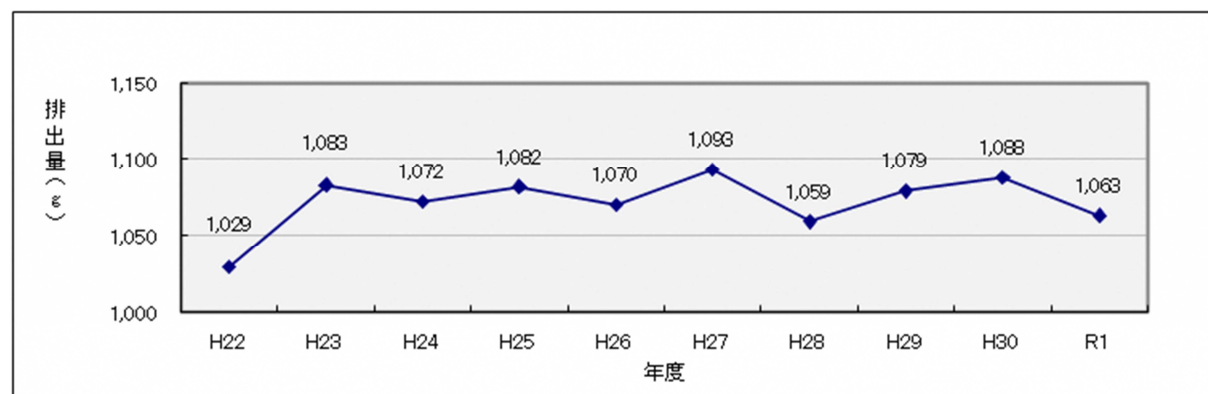


図2-3 1人1日当たりの排出量

2 変化の原因

年間のごみの排出量の総量は概ね減少傾向にあります。1人1日当たりのごみ排出量は横ばいであることから、ごみ排出量の減少要因は人口減少によるものと思われます。

第2節 処理・処分の状況

1 一般廃棄物の処理主体

市内で排出される一般廃棄物の処理は、本市が実施主体です。

家庭から排出される廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）は、市が専門業者に委託して収集運搬を行っています。一方、事業所から排出される一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）は、事業者の費用負担において処理施設への自家搬入又は市が許可した業者に収集運搬を委託することとなります。

処理作業については市の処理施設（エコプラント魚沼）（以下「処理施設」という。）、処理委託業者、処分許可業者等が行っています。（表 2-1）

表 2 - 1 一般廃棄物の収集処分形態

区 分		収集運搬	処分施設等
燃やせるごみ			エコプラント魚沼
燃やせないごみ			
大型ごみ			
容器包装プラスチック	ペットボトル	家庭系 委託業者、自家搬入 事業系 自家搬入、許可業者	中間処理委託業者
	その他の容器包装プラスチック		
	白色トレイ		
古紙類	段ボール／米袋		処分許可業者
	新聞紙		
	その他紙類		
古着類		自家搬入（家庭系のみ）	リサイクル業者
食器			

(1) 家庭系廃棄物の種類別収集形態

家庭系廃棄物は、ごみの種類に応じて地区毎に決められた曜日に決められた場所へ適正に排出されたものを市が委託した業者が収集します。（表 2-2）

表 2-2 家庭系廃棄物の種類別収集形態

区 分		収集方式	搬 入 先	
燃やせるごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ収集施設 (ごみステーション等) ・ 自家搬入 ・ その他 (戸別収集) 	エコプラント魚沼	
燃やせないごみ			<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家搬入 ・ その他 (戸別収集) 	中間処理業務委託業者
プラスチック容器包装	ペットボトル			エコプラント魚沼
	その他の容器包装プラスチック			
	白色トレイ			
大型ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸別収集 (予約制) ・ 自家搬入 	エコプラント魚沼	
古紙類	段ボール/米袋	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ収集施設 (ごみステーション等) ・ 古紙類集積箇所 ・ 自家直接搬入 	再資源化業者	
	新聞紙		エコプラント魚沼	
	その他紙類			
古着類		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家搬入 	再生利用業者	
食器				

(2) 事業系一般廃棄物の種類別収集形態

事業系一般廃棄物の種類別収集形態は、表 2-1 の区分に準じますが、魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 21 年条例第 25 号）第 5 条の規定により、事業所の責務において行うことを基本とします。ただし、事業系一般廃棄物のうち市が定める事業系用の指定袋を用いて搬出されたものについては、事業者がごみ収集施設等を管理する集落の承諾を得たときは、家庭系廃棄物の収集運搬業務に支障のない範囲内で家庭系廃棄物とともに市が委託する業者が収集運搬を行います。

2 ごみ処理経費

ごみの処理経費は、相次ぐ災害や東京オリンピック等の影響による労務単価や原材料費の高騰により増加傾向にあります。（表 2-3）

表 2-3 ごみ処理経費 (単位：千円)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ収集事業費	125,492	125,818	132,997	133,245	138,763	146,184
ごみ処理事業費	380,679	373,781	398,029	439,728	448,991	443,464
ごみ処理容器事業費	34,731	38,677	36,620	35,972	36,844	39,289
清掃総務費	71,817	74,747	63,679	68,455	67,246	66,248
償還金	73,925	73,873	73,821	73,769	73,717	73,665
大規模修繕費	0	0	0	0	0	0
新ごみ処理施設建設事業			1,881	860	1,019	5,919
計	686,644	686,896	707,027	752,029	766,580	774,769

第3節 処理施設の状況

1 ごみ処理施設

ごみ処理施設の状況は次のとおりとなっています。(表 2-4)

表 2-4 ごみ処理施設の概要

名 称	エコプラント魚沼
所 在 地	魚沼市中島 707 番地 1
敷 地 面 積	23,090 m ²
建 築 面 積	3,010 m ² (延床面積 5,346 m ²)
着 工	平成 4 年 9 月
供 用 開 始	平成 7 年 4 月 1 日
設 計 ・ 施 工	株式会社荏原製作所
炉 型 式	准連続燃焼炉 (流動床炉)
処理施設、処理能力	ごみ焼却施設 95t/16h (47.5/16h × 2 炉) 不燃、大型ごみ処理施設 23t/5h
主 な 設 備	ごみ焼却施設：受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、 排ガス処理設備、給排水設備、余熱利用設備、 通風設備、灰出し設備、電気、計装設備 大型、不燃ごみ処理施設：受入供給設備、手選別、破碎・圧縮設備
そ の 他	資源化物一時集積所

※上記施設では、南魚沼市大和地域から発生する一般廃棄物も受入処理しています。

2 その他の処理施設等

容器包装プラスチック類の中間処理 (圧縮減容、梱包) については、平成 25 年度から全面民間委託を行い民間施設内で処理を行っています。また、古紙類やダムの流木などの特殊な品目については処分許可業者により各施設で民間処理を行っています。

3 最終処分

廃棄物の最終処分については、平成 22 年度から災害時のリスク分散を図るため、山形県と群馬県の民間業者 2 社に委託しています。令和元年度における最終処分量は、1,174t (焼却残渣 1,048t、不燃残渣 126t) であり、近年は概ね横ばいとなっています。(図 2-4)

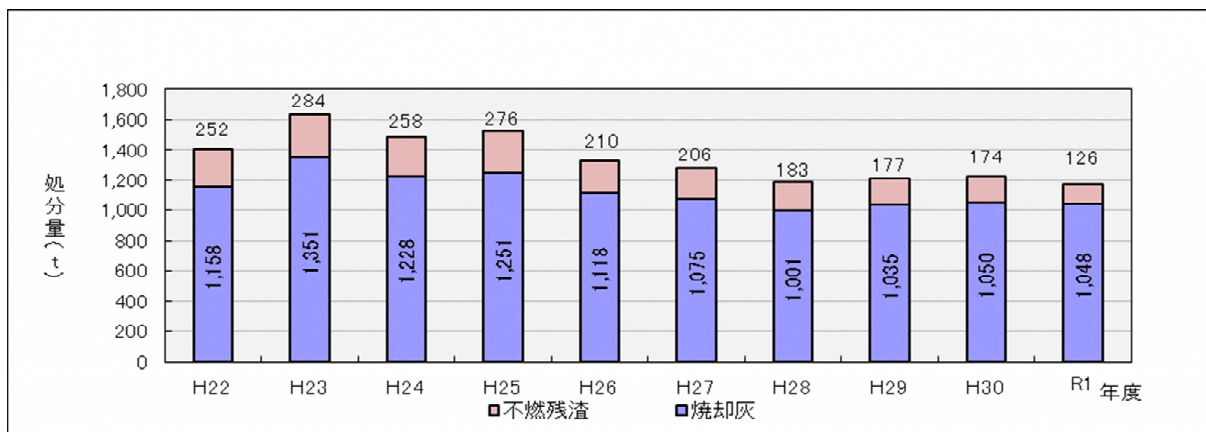


図 2-4 最終処分量

第4節 ごみの減量化とリサイクルの現状

1 リサイクル量とリサイクル率

本市における令和元年度のリサイクル量は2,293 t (図 2-5) で、ごみ排出量に対するリサイクル率は16.5% (図 2-6) となっています。産業廃棄物及び自治会やPTA独自の集団回収及びスーパーマーケット等による資源ごみの自主回収はリサイクル率には反映されていません。

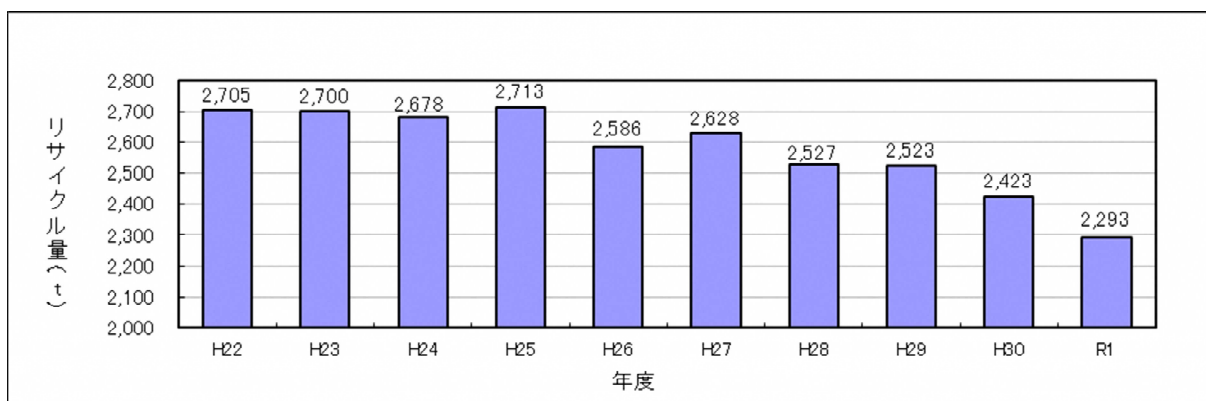


図 2-5 リサイクル量

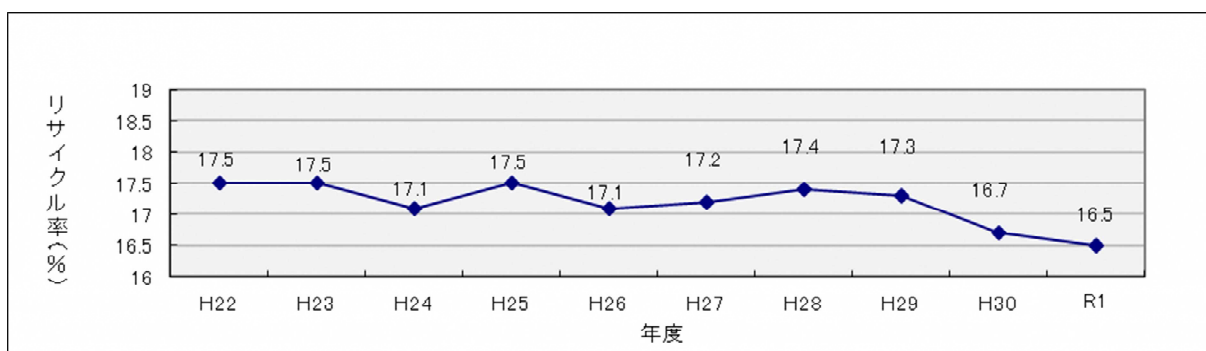


図 2-6 リサイクル率

2 ごみの減量化とリサイクルの取り組みの現状

(1) 市民の取り組み

① ごみの減量化

魚沼地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、南魚沼市、湯沢町及び本市の二市一

町では、食品ロス削減を目的とした「おいしい食べきり運動」を実施し、市民の食品廃棄物の排出抑制に努めています。

また、市民の間でも資源ごみの分別排出や生ごみ処理機器による生ごみの減量、マイバック運動への参加、過剰包装の拒否など、ごみ減量化に向けた取組が広がっています。

② 資源物回収の取り組み

家庭におけるごみの分別による資源物回収のほか、自治会、PTA等によるリターナルビン（再使用できるビン：生ビン）などの資源物の回収や、回収を行うスーパーマーケット等への紙パックや白色トレイなどの持込が行われています

(2) 事業者の取り組み

① 店頭回収

スーパーマーケットや酒類販売店では、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、紙パックや白色トレイ、リターナルビン等の回収が行われています

② 環境マネジメントの推進

一部事業所では ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメント認証の取得による啓発活動や美化運動など、環境保全やごみ排出抑制に向けた取組が進んでいます。

③ おいしい食べきり運動

南魚沼市、湯沢町及び本市の圏域内に営業する小売店、飲食店、宿泊施設等で、「おいしい食べきり運動」の取組に賛同する店舗等において食品ロス削減を進めています。

(3) 行政の取り組み

① 資源ごみの分別収集

家庭から7種11分別に分別され回収された廃棄物を、処理施設においてさらにガラス4種類、スチール缶、アルミ缶等の資源物及び小型家電リサイクル対象物に仕分けしているほか、古着及び食器の回収を実施しています。

② ごみの減量化説明会等の開催

ごみの減量化に向けて出前講座や自治会説明会などを開催し、ごみの現状や具体的な分別方法の説明等を行うとともに、市民への分別リサイクル啓発を行っています。

③ 生ごみ処理機器普及促進事業補助金

家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化を推進するため、コンポスト容器及び電動生ごみ処理機の購入費補助を行っています。(表2-5)

表2-5 生ごみ処理機器等の購入補助数 (単位：台)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
生ごみ処理機器	5	3	6	4	1	2
コンポスト容器	6	5	2	5	3	5

第2章 ごみ処理基本計画の内容

第1節 ごみ処理基本計画の方針

20世紀における経済活動の進展は、「使い捨て型社会」の生活様式を形成し、ごみの増加とともに、その種類の複雑化を生み出しました。そして今、最終処分場の残余容量の逼迫への対応、また、有害物質や不法投棄など生活環境への影響の抑制が急務となるなど、ごみの減量化と適正な処理が大きな問題となっており、ごみの排出量の抑制や再生利用が求められています。

本市においても、一人ひとりの行動がこれまでになく大きく環境保全に影響を与えることを認識し、健全で恵み豊かな環境を次世代に伝える目的を持ち、市民・事業者・行政が一体となつてごみの減量化と資源の有効利用を目指した「使い捨て型社会」から「循環型社会」への転換の一端を担う必要があります。このような状況を踏まえ、本計画は、「第二次魚沼市総合計画」及び「第2次魚沼市環境基本計画」との整合性を図りながら、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに清潔で快適なまちづくりのために、次に掲げる事項に重点をおいて策定しました。この計画を基に将来へ向けごみの適正かつ円滑な処理を推進するとともに、「循環型社会」の構築を推進していきます。

循環型社会形成に向けた重点事項

1. ごみの減量及びリサイクルの目標値を定め、目標に向けたごみの発生抑制とリサイクルに取り組みます。
2. 3R^{*}について、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解し、3R推進に向けた協働（パートナーシップ）体系の構築を目指します。

※3R（スリーアール）

ごみの減量化やリサイクルを推進するうえでの優先順位。①ごみの発生抑制＝リデュース（Reduce）、②再使用＝リユース（Reuse）、③再生利用＝リサイクル（Recycle）の頭文字をとって「3R」という。

環境美化のための重点事項

1. ごみの分け方・出し方に関するルールとマナーの徹底を図ります。
2. 清潔で快適なまちづくりの重点課題のひとつとして、廃棄物収集施設（ごみステーション等）の整備について、引き続き取り組みます。
3. 不法投棄の防止に取り組みます。

第2節 排出量の目標と処理方針

1 排出量の目標

目標年度である令和7年度における1人1日あたりの全体ごみの排出量を、平成26年度実績比7.9%減少の990gを目指すこととしますが、上位計画の改定に合わせて目標値を見直すこととします。また、これにより、令和7年度には令和元年度実績比17.7%減の11,443tを目指します。(表2-6)

表2-6 ごみの種類別排出量 (単位：t)

年 度	実 績		目 標
	H26	R1	R7
燃やせるごみ	11,720	10,605	8,611
燃やせないごみ	678	518	497
大型ごみ	705	898	532
資源ごみ	2,055	1,886	1,803
排出量全体(合計)	15,158	13,907	11,443
1人1日あたり換算(g)	1,075	1.063	990

2 処理の対応

ごみの処理については、引き続き従前どおりの方法により対応します。なお、分別区分や資源化の方法等については、法令等の改正により見直しを行う場合があります。

(1) 燃やせるごみ

市がエコプラント魚沼において焼却処理します。

(2) 燃やせないごみ

市がエコプラント魚沼において手選別によりごみの細分別を行った上で資源化します。

(3) 大型ごみ

市がエコプラント魚沼において解体分別を行った上で資源化します。

(4) 資源ごみ

容器包装ごみについては、引き続き中間処理を民間事業者へ委託することとし、適正処理を行った上で資源化を行います。古紙類については、市内の民間処分業者において直接資源化を行います。古着及び食器類については、民間のリサイクル業者を通じて再利用します。

第3節 ごみの減量化及びリサイクル率の目標

目標年度である令和7年度のリサイクル率については、令和元年度実績比より2.5%増の19.0%を目標とします。また、最終処分量については令和元年度実績値より17.1%削減した973tを目指します。(表2-7)

表 2-7 ごみの排出量等の目標

年 度	実 績		目 標
	H26	R1	R7
排 出 量 全 体 (t)	15,158	13,907	11,443
1 人 1 日 あ た り (g)	1,075	1,063	990
リ サ イ ク ル 量 (t)	2,586	2,293	2,174
リ サ イ ク ル 率 (%)	17.1	16.5	19.0
最 終 処 分 量 (t)	1,328	1,174	973

第 4 節 ごみの減量化とリサイクルの取組み

ごみ減量化とリサイクルの目標達成に向けて、啓発活動を基本に、市民、事業者及び行政が一体となって以下の施策に取り組みます。

1 市民の取組み

(1) 環境にやさしい消費者（グリーンコンシューマー）運動

- ・長くつきあえる商品やサービスを選びます。
- ・繰り返し使ったり、詰め替えたりできる商品を選びます。
- ・リサイクルしやすい商品を選びます。
- ・リサイクル資源が使われている商品を選びます。
- ・燃やしても、埋め立てても安全で埋立地に負担がかからない商品を選びます。
- ・買い物時には、マイバックを使うようにします。
- ・過剰包装を断ったり、ばら売りのものを購入したりするようにします。

(2) 市が実施するごみの減量化の施策への協力

市が実施するごみの減量化とリサイクルの施策に協力します。

(3) 事業者が実施するリサイクル事業への協力

スーパーマーケット等が実施する紙パック、白色トレイ等の自主回収に協力します。

(4) 集団回収等への協力

自治会、PTA等が行う資源物回収活動に協力し、ごみの減量化とリサイクル活動の推進に努めます。

(5) 生ごみ処理

「おいしい食べきり運動」に参加し食品ロス削減に努めます。

コンポストや生ごみ処理機器等の活用により生ごみの堆肥化などに積極的に取り組むとともに、ごみの減量化に努めます。

2 事業者の取組み

(1) ごみの減量化及びリサイクル活動の推進

事業活動に伴い発生する産業廃棄物は、事業者自らの責任において分別排出とともに適正処理を行い、特に多量のごみを排出する事業者にあつては、減量化・資源化計画の作成・実行のほか、大型生ごみ処理機導入による堆肥化や飼料化、剪定枝のチップ化などの資源化を検討するなど、ごみの減量化とリサイクル活動の推進に努めます。

(2) 自主回収の促進と啓発

リサイクル可能な資源物の自主回収を進めるとともに、リサイクル意識の啓発を推進します。

(3) 国・県及び市への協力

廃棄物の減量化と適正な処理に関し、国・県及び市の施策に協力します。

(4) 包装の簡素化の推進

包装の簡素化に努めるとともに、消費者にも協力を呼びかけます。

(5) 従業員の意識啓発

従業員に対してごみの減量化や資源化に向けた意識の高揚を図ります。

(6) グリーン製品の使用等

再生品など環境にやさしい製品を使用するとともに、ものを無駄にしないよう努めます。

(7) 食品ロスの削減

「おいしい食べきり運動」に参加し、食品ロス削減に努めます。

仕入れや販売方法の工夫により、食品が廃棄物にならないよう努めます。また、飲食店等においては、食べ残し削減に取り組みます。

(8) 生ごみ処理

大型生ごみ処理機等を活用しながら生ごみの減量や堆肥化などに積極的に取り組むとともに、ごみの減量化に努めます。

3 行政の取り組み

(1) 資源ごみの分別収集

ごみ分別・収集周知用冊子、ホームページ、市報等によるごみの分別及び3R推進に向けた広報活動や「ごみの分け方・出し方」をテーマとした出前講座の実施などにより、分別収集の徹底を図るとともに、更なるリサイクル活動の普及に努めます。また、資源物として回収できる品目（例：蛍光灯（管）、電池など）については、新たな収集場所や収集方法について検討していきます。

(2) 集団回収等への協力

自治会、PTA等が行う資源化物回収活動を推進し、ごみの減量化とリサイクルに努めます。

(3) リサイクル率の向上

市全体のリサイクル率及び家庭系リサイクル率を公表し、「見える化」しながら、市民及び事業者に対して更なる焼却ごみの減量化を推進するとともに、リサイクル率の向上を目指して分別回収を進めていきます。

(4) 生ごみの減量化

生ごみ処理機器やコンポストの普及促進に努めながら、家庭から出る生ごみの堆肥化・減量化の推進に取り組むとともに、事業者に対しては大型生ごみ処理機器等の導入を推進しながら、調理場等から発生する調理くずの堆肥化及び減量化を促します。また、将来的には魚沼市有機センターにおける食品残渣受入の可能性について模索していきます。

(5) ごみ発生量抑制のための啓発活動

環境にやさしい消費者（グリーンコンシューマー）運動などの啓発活動やごみ処理費用に関する情報の公開を通して、ごみ発生量の抑制を図ります。

(6) 環境教育の推進

環境フェアの開催や不法投棄防止の啓発活動のほか、ごみ処理場見学会や小中学生を対象とした環境学習会などを通じて、ごみの減量化と循環型社会形成の推進を図ります。

(7) 多量排出事業者に対する指導

多量のごみを排出する事業者に対して、ごみの減量化や資源化に向けた取組を推進するとともに、適正処理に関する指導に努めます。

(8) 新たな施策の検討

ごみの発生抑制・適正処理を促すため、新たな施策の構築に向けた先進地取組等を調査し、研究します。

第5節 ごみの分別収集区分とリサイクル・処理の方針

1 ごみの分別収集区分

当面は現行の分別区分によりごみの収集を行います。また、ごみ処理の方針も現行のとおりとします。なお、分別区分及び収集方法については、法令等の改正や資源化・リサイクル方法の変更に合わせ見直しを行う場合があります。(表 2-8)

表 2-8 ごみの7種11分別区分

- | |
|--|
| (1) 燃やせるごみ |
| (2) 燃やせないごみ |
| (3) 容器包装プラスチック類
①ペットボトル ②白色トレイ ③その他プラスチック |
| (4) 古紙類
①段ボール ②新聞紙 ③その他紙類 |
| (5) 大型ごみ |
| (6) 古着類 |
| (7) 食器 |

2 リサイクル・処分の方針

当面は現行の分別区分によりごみの資源化・リサイクルを行います。なお、分別区分や資源化の方法等については、法令等の改正やリサイクル事業者の状況により見直しを行う場合があります。

(1) 容器包装プラスチック類

処理施設への搬入は、自家搬入又は委託業者による収集とし、中間処理業者においてリサイクル処分します。

(2) 古紙類

分別は3種類で、自家搬入又は委託業者による収集とし、中間処理業者においてリサイクル処分します。なお、事業所排出分についても同様にリサイクル処分するよう、市内の中間処理業者（処分許可業者）に対して協力を求めます。

(3) 大型ごみ

処理施設への搬入は、自家搬入又は予約による戸別収集とします。

その後、可燃系の大型ごみについては処理施設において破碎した後に焼却処理します。また、不燃系大型ごみは処理施設で資源物を回収した後、破碎し埋め立て処分します。

(4) 古着類・食器類

別途設置する回収拠点に自家搬入されたものを、民間のリサイクル業者へ引き渡します。

(5) 小型家電・水銀使用製品・乾電池

搬入された対象品処理施設において選別し、民間のリサイクル業者へ引き渡します。

(6) 農業用マルチフィルム

処理施設に自家搬入されたものを民間のリサイクル業者へ引き渡します。

(7) その他

その他リサイクルできるものの種類の拡大に向けて積極的に検討するとともに、市民及び事業者に対して更なる分別の協力を求めています。

第6節 収集・処分対象外の廃棄物の処理方針

1 家電リサイクル法対象品

テレビ、エアコン・クーラー、冷蔵・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機などの家電リサイクル法対象品については、処理施設での引取・回収を行わないことから、購入した販売店や専門業者での引取りについて周知することとします。

2 パソコンリサイクル対象品

パソコンリサイクル対象品は、処理施設において回収することとします。

3 収集・処分対象外の廃棄物

処理施設の能力では処理できないもの若しくは危険性・有害性があるごみ、又はリサイクル関連法令の対象品に係る排出及び処理に関しては、排出者自らが購入先や処理専門業者などに処理を依頼することとし、その旨を市民及び事業者に対して理解と周知・協力を求めるとともに、適正な処理・回収ルートを活用するよう広報等を通じて市民への啓発を行います。

- ・廃タイヤ ・薬品 ・消火器 ・ボンベ ・バッテリー ・農機具 ・引火性の物
- ・農薬、肥料 ・廃油（家庭用食用油は除く） ・コンクリート、アスファルト
- ・その他処理困難物

第7節 事業系ごみの処理方針

1 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、事業者自ら又は収集運搬許可業者に委託して処理施設に搬入することとし、その処分については処理施設及び処分許可業者が行うこととします。多量排出者については自己処理責任の原則から、自己処理徹底に向けたごみの排出計画及び減量化計画の策定などを要請します。

なお、事業系ごみの分別は家庭系に準じた区分とし、ごみの減量化に向けた啓発を行うとともに、資源化物となる廃棄物の処分は市内で行うよう事業者には協力を求めています。

2 産業廃棄物

事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、事業者の責任において適正に処分するよう促していきます。なお、一般廃棄物の処理に支障を来さない範囲の品目及び量に限定した上で、処理施設において産業廃棄物の受け入れを行います。

第8節 ごみ処理の計画に関する事項

1 収集運搬計画

(1) 家庭系一般廃棄物の収集運搬（表 2-9）

本市のごみの計画処理区域は市内全域とします。

家庭系一般廃棄物の収集運搬を民間業者委託し、ごみが飛散又は流出しないよう収集運搬作業を行います。

収集の区分及び回数、収集ルート等は、当面、現状と同様としますが、ごみの分別区分等の変更に合わせて見直しを行う場合があります。

表 2-9 家庭系廃棄物の収集運搬

区 分		回収方式	収集形態	収集回数	搬 入 先		
燃やせるごみ		ごみ収集施設等	委 託	2～3回/週	エコプラント魚沼		
燃やせないごみ				2～4回/月	エコプラント魚沼		
プラスチック容器包装	ペットボトル			2～4回/月	処理委託業者		
	その他の容器包装プラスチック						
	白色トレイ						
古紙類	段ボール/米袋			2～4回/月	民間処理業者		
	新聞紙						
	その他紙類						
大型ごみ				戸別収集(予約)		2回/月	エコプラント魚沼
古着類				自家搬入		不定期	リサイクル業者
食器							
処理できないごみ (収集しないごみ)		購入先・専門店など					

※ 地域により収集回数が異なります。

(2) 事業系一般廃棄物の収集運搬

事業系一般廃棄物の分別区分は家庭系廃棄物に準じ、事業者が自ら又は収集運搬許可業者に収集運搬を委託して処理施設に搬入することとします。ただし、市が定める事業系用の指定袋を使用し出された廃棄物については、家庭系廃棄物の収集運搬業務に支障のない範囲内で、家庭系廃棄物とともに市が委託した業者が収集運搬を行います。

なお、令和5年4月1日現在市内の事業系一般廃棄物の収集運搬は、既存の許可業者による収集運搬で充分に対応可能となっているため、現状においては事業系一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行いません。

(3) 自家搬入

引越し等で多量のごみを排出する場合は、排出者が自ら又は収集運搬許可業者に依頼し、直接処理施設に搬入するものとします。

2 中間処理

燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみは、処理施設において中間処理を行います。容器包装ごみは、民間業者に委託しリサイクル処分します。古紙類は、古紙処分業者へ引き渡します。古着及び食器類はリサイクル業者へ引き渡します。

3 最終処分

当面は、リスク分散のため現行どおり民間業者2社への処分委託を継続します。

第9節 ごみ収集・処理施設の整備

1 廃棄物収集施設（ごみステーション等）

市内の一部地区（小出地域の一部及び堀之内地域の市街地の一部）では、廃棄物収集施設（ごみステーション）の設置が困難であることを理由に、依然として戸別収集を継続しているところがあるため、その地区の実情に即した対策（折りたたみ式や防鳥獣ネットの設置）を講じながら、戸別収集の解消にむけて関係地区に働きかけていきます。

なお、「魚沼市廃棄物収集施設修繕費等補助金交付要綱」に基づき、廃棄物収集施設（ごみステーション）の設置及び管理は地区で行い、市は、新設、更新及び修繕の費用を補助します。また、「魚沼市一般廃棄物収集ボックス設置補助金交付要綱」に基づき、廃棄物収集ボックスの設置及び管理は地区で行い、市は、購入の費用を補助します。

2 廃棄物処理施設（エコプラント魚沼）

平成20年度から3ヶ年計画で施設の大規模改修を行いました。これにより、現在の施設でごみの中間処理を継続していますが、令和12年度供用開始予定の南魚沼市の新ごみ処理施設にて大和地区のごみを処理することになることから処理能力が過剰となります。加えて年数経過に伴う維持管理費や修繕費等の更なる増加が見込まれます。

よって、令和13年度供用開始を目指し新施設を整備をし、それまでの間現施設を安全に維持管理するため必要最小限の修繕更新を行いながらごみ処理事業の安定的継続を図ります。

第3章 廃棄物処理の課題

第1節 ごみ処理手数料の見直し

現行のごみ処理手数料は、平成15年4月に改定された体系で徴収しています。全体のごみ排出量は減少傾向にありますが、老朽化に伴う処理施設の改修、新施設の整備及び維持・運営に係る今後の経費増高を踏まえ、ごみ処理手数料の改定を検討する必要があります。

第2節 ごみの収集運搬委託

ごみの収集運搬業務は合併前の旧町村単位による地区割で委託しています。しかし、人口の減少や資源化物の分別リサイクル等により年々ごみの収集運搬量が減少傾向にあるため、収集ルートの見直しや戸別収集の解消等業務の効率化についても検討を進める必要があります。また、高齢化が進み、ごみの排出が困難な世帯が増えていることから、この点についても検討が始まっています。

第3節 ごみの適正排出区分

ごみの減量化と3R（Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル））を推進し、また、公害防止対策の新たな法規制等に対応するため、ごみの分別区分については適宜、変更するようにしなければなりません。

第4節 循環型社会の形成に向けて

ごみの排出抑制を進めるには、「使い捨て型社会」から「循環型社会」への生活様式の転換が不可欠です。このことを基本に、本市も引き続きごみの排出抑制とリサイクルに向けて更なる取組を進める必要があります。

また、ごみの排出抑制と適正処理をより一層進めるためには、処理費用を商品価格に転嫁（拡大製造者責任）することやデポジット制度など経済的手法も有効であると考えます。これらに係る法整備を国に働きかけるとともに本市においても施策への反映に向けた検討を行うなど、循環型社会の形成に向けた取組が必要です。

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

第1節 生活排水処理の状況

1 生活排水処理人口等の現状

(1) 生活排水処理人口

令和元年度末における本市の生活排水処理人口は34,280人（内訳；公共下水道人口27,779人、農業集落排水処理人口6,164人、合併処理浄化槽人口337人）であり、平成26年度末36,762人（内訳；公共下水道人口29,259人、農業集落排水処理人口7,072人、合併処理浄化槽人口431人）に比べ6.8%減少しています。これは人口減少に伴うものであり、処理計画人口に対する生活排水処理人口の割合は、平成26年度の95.2%から96.7%へと増加しています。（表3-1）

(2) し尿収集人口・単独浄化槽人口

令和元年度末の本市におけるし尿収集人口は496人であり、平成26年度末（866人）に比べ42.7%減少しています。また、浄化槽人口は7,158人（内訳；農集6,164人、単独657人、その他337人）であり、平成26年度末8,499人（内訳；農集7,072人、単独996人、その他431人）に比べ15.8%減少しています。単独浄化槽人口でみると平成26年度末に比べ34.0%減少しており、公共下水道処理人口の割合が増えています。（表3-1）

表3-1 生活排水処理人口（年度末）内訳（単位：人）

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
計画処理区域内人口	38,624	37,884	37,283	36,696	36,088	35,433
生活排水処理人口	36,762	36,184	35,767	35,314	34,836	34,280
(1) 公共下水道	29,259	28,915	28,681	28,457	28,133	27,779
(2) 農業集落排水処理	7,072	6,883	6,709	6,497	6,360	6,164
(3) 合併処理浄化槽	431	386	377	360	343	337
生活排水未処理人口	1,862	1,700	1,516	1,382	1,252	1,153
(1) し尿収集	866	783	712	625	549	496
(2) 単独浄化槽	996	917	804	757	703	657
生活排水処理人口割合（%）	95.2	95.5	95.9	96.2	96.5	96.7

2 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、次表のとおりです。(表 3-2)

表 3-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活排水	魚沼市・新潟県
農業集落排水処理施設	し尿及び生活排水	魚沼市
合併処理浄化槽	し尿及び生活排水	魚沼市、個人等
単独浄化槽	し尿	個人等
し尿等受入施設	し尿・浄化槽汚泥	魚沼市・南魚沼市・湯沢町

3 処理処分の流れ

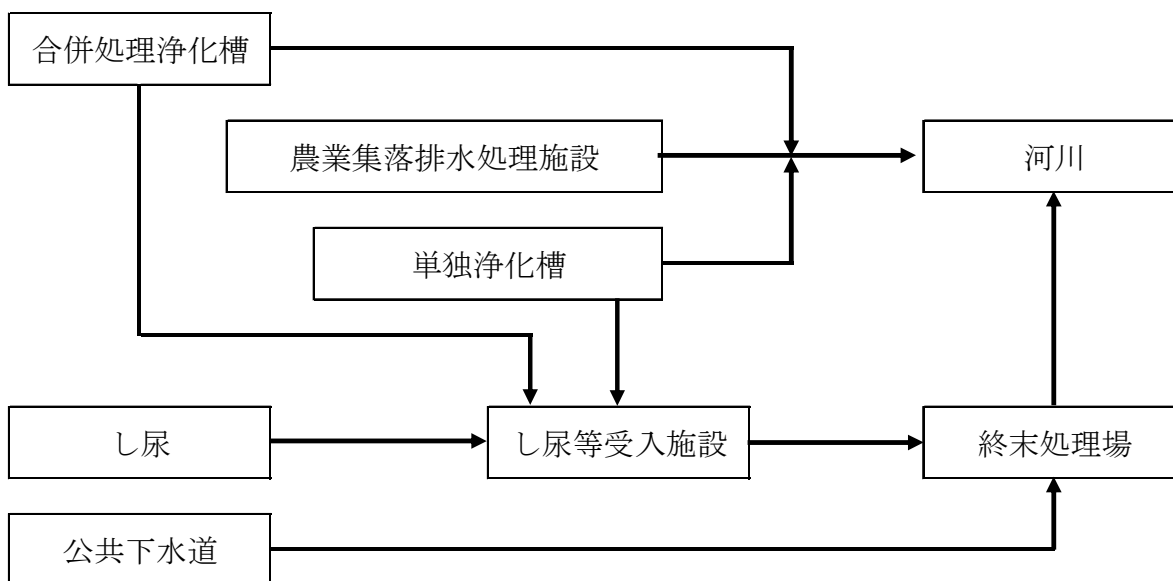


図 3-1 処理処分の流れ

4 公共下水道の現状

本市の公共下水道事業は、昭和 53 年度に事業認可を受け整備を開始しました。

特環下水道処理区域においては昭和 59 年度から、流域下水道処理区域においては平成 4 年度から供用を開始し、令和元年度末現在で整備済面積 1,334.5ha、処理人口 27,779 人となっています。(表 3-3)

表 3 - 3 公共下水道処理人口 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

区 分	処理区域名	処理人口 (人)	供用開始年度
流域下水道	堀之内処理区	25,409	H 4
特環下水道	奥只見処理区	4	H 1
	銀山平処理区	5	H13
	須原処理区	1,357	S 59
	上条処理区	1,004	H 3
計		27,779	

5 農業集落排水処理施設の現状

本市の農業集落排水処理施設は、昭和 52 年度から整備を開始し、平成 9 年度までに計画区域の整備を完了しています。現在は、流域下水道への接続を含めた処理区域の統廃合や老朽施設の更新整備を進めています。(表 3-4)

表 3 - 4 農業集落排水処理人口 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

旧町村名	処理区域名(地区名)	処理人口 (人)	供用開始年度
堀之内町	原・舟山地区	738	H 6
広 神 村	並柳地区	1,611	H 9
	小平尾・雁坂下地区	940	S 53
	滝之又地区	261	H11
	田中地区	744	S 60
守 門 村	守門南部地区	561	H 4
	高倉地区	119	H 7
	福山地区	89	H 9
入広瀬村	穴沢・大栃山地区	879	S 57
	横根地区	100	H 4
	末沢・大白川地区	122	S 63
計		6,164	

6 合併処理浄化槽の現状

本市の合併処理浄化槽は、公共下水道処理区域及び農業集落排水処理区域から外れる地区を対象として、小規模集合排水処理施設のほか、市（個別排水）又は個人（補助設置含む）が設置した合併処理浄化槽が整備されています。（表 3-5）

表 3-5 合併処理浄化槽処理人口（令和 2 年 3 月 31 日現在）

区分	処理区域名等	処理人口（人）	供用開始年度
小規模集合	柿ノ木地区	16	H16
合併処理浄化槽	市設置（個別排水）	35	
合併処理浄化槽	浄化槽区域	205	
合併処理浄化槽	個人設置	81	
計		337	

第 2 節 し尿・汚泥処理の状況

1 し尿・汚泥の処理量

令和元年度における本市のし尿と浄化槽汚泥の処理量は、し尿が 676 kℓ、浄化槽汚泥が 1,271 kℓとなっており、平成 26 年度と比べし尿で 34.4%減少し、浄化槽汚泥で 11.5%減少しています。

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、計画収集人口の減少に伴い、年々減少傾向にあります。令和元年度における一人当たりの排出量で見ると、し尿では平成 26 年度の 3.3ℓ/人・日から 3.7ℓ/人・日に、浄化槽汚泥では平成 26 年度の 4.0ℓ/人・日から 5.3ℓ/人・日にそれぞれ増加しています。（表 3-6）

表 3-6 し尿・浄化槽汚泥処理量

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
し尿処理量(kℓ)	1,031	917	816	744	681	676
単独浄化槽汚泥処理量(kℓ)	1,436	1,515	1,341	1,395	1,329	1,271
1人1日当たりし尿処理量(ℓ)	3.3	3.2	3.1	3.3	3.4	3.7
1人1日当たり汚泥処理量(ℓ)	4.0	4.5	4.6	5.0	5.2	5.3

2 収集・運搬・処理の現状

(1) 収集・運搬の現状

本市では許可業者（1業者）が、し尿と浄化槽汚泥の収集運搬を行っています。市内の収集車両（バキューム車）については、総数が3台で総積載量が16.2tとなっています。

(2) 処理の現状

平成 30 年度に南魚沼市が整備した「南魚沼市し尿等受入施設」において、本市及び湯沢町を含めたし尿及び浄化槽汚泥の受入処理を行い、そこから流域下水道に投入して処理することとしています。(表 3-7)

表 3-7 南魚沼市し尿等受入施設の概要

所在地	南魚沼市五日町 1961 番地 9		
敷地面積	3,577 m ²		
着工	H28 年 6 月	竣工	H30 年 2 月
処理能力	71 kℓ/日 (し尿 10 kℓ/日、浄化槽汚泥 61 kℓ/日)		
処理方式	下水投入方式 (汚泥処理工程投入)		
その他設備	洗車機設備		

3 し尿・汚泥の処理経費

令和元年度の本市におけるし尿・汚泥処理経費の総額は 53,403 千円となり、1 kℓ当たりの経費換算では 27,428 円に、市民一人当たりの経費換算では 1,507 円となっています。(表 3-8)

表 3-8 し尿・汚泥処理経費 (単位：千円)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
処理・維持管理費	60,406	64,703	64,754	63,412	57,874	53,403
建設・改良費	4,747	6,924	96,786	232,517	0	0
1 kℓあたり経費 (円)	26,410	29,452	74,891	138,349	28,793	27,428
市民一人当たり (円)	1,687	1,891	4,333	8,064	1,604	1,507

第 3 節 生活排水処理の必要性和課題

昭和 40 年代における大気汚染防止法や水質汚濁防止法などによる規制強化により、事業活動による環境汚染が減る一方で、一般的な市民生活による環境への影響の割合が高くなりました。生活環境を守ることは快適な生活ができる条件であり、生活排水による汚染対策もそのひとつです。次世代に良好な環境を引き継ぐため、一人ひとりの排出量は少ないものの、総量としては大きな汚染源となる生活排水を適正に処理するため、引き続き生活排水処理施設の整備と適切な維持管理に努める必要があります。また、処理施設への早期接続の推進とともに家庭における合成洗剤の適正使用の推進などの水辺環境保全に向けた取組が求められています。

第2章 生活排水処理基本計画の内容

第1節 生活排水処理基本計画の方針

公共用水域への生活排水による汚染防止対策として、本市も公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の整備に力を入れてきました。また、河川などではより自然の状態に近い環境が求められており、今後も更なる取組が必要となります。

このような状況から、「魚沼市生活排水処理基本計画」は、「第二次魚沼市総合計画」及び「第2次魚沼市環境基本計画」との整合を図りながら、公衆衛生の向上に加え良好な生活環境と水辺環境の保全を目指しつつ、それらを次世代に引き継ぐため、次に掲げる事項を重点に、生活排水の適正かつ円滑な処理を推進します。

なお、南魚沼市及び湯沢町と密接な連携を図りながら、生活排水処理、し尿及び浄化槽汚泥に係る処理施策に取り組みます。

快適な水辺環境の保全に向けた重点事項

合成洗剤などの適正使用や水辺環境の保全に向けた啓発に取り組むとともに、快適な水辺環境の維持を目指して市民一人ひとりの環境意識の高揚を図ります。

生活排水処理に関する重点事項

単独浄化槽設置者及び非水洗化世帯については、個別の状況を勘案しつつ、下水道等への接続又は合併処理浄化槽への転換を促進します。

第2節 生活排水の処理計画

令和7年度末における生活排水処理率（人口対比）の目標値を97.1%として、各地域の実情に対応した処理方式の整備を進めます。（表3-9 3-10）

表3-9 生活排水処理の目標（単位：%）

年 度	実 績		目 標
	H26	R1	R7
生活排水処理率	95.2	96.7	97.1

表 3-10 排水処理形態別人口 (単位：人)

年度	実績		推計
	H26	R1	R7
計画処理区域内人口	38,624	35,433	31,668
生活排水処理人口	36,762	34,280	30,734
(1) 公共下水道	29,259	27,779	25,865
(2) 農業集落排水処理施設	7,072	6,164	4,538
(3) 合併処理浄化槽	431	337	331
生活排水未処理人口	1,862	1,153	934
(1) し尿収集	866	496	401
(2) 単独浄化槽	996	657	533

1 公共下水道計画

本市における令和元年度末の公共下水道による水洗化人口は、27,779人（水洗化率96.4%）となっており、他の処理方式とともに更なる水洗化率の向上を図ります。

2 農業集落排水処理施設計画

本市における令和元年度末の農業集落排水処理施設による水洗化人口は、6,164人です。

流域下水道への接続を含めた処理区域の統廃合や老朽施設の更新整備を行いながら、施設の適正な維持管理を図ります。

3 合併処理浄化槽計画

公共下水道処理区域及び農業集落排水処理計画区域から外れる地区を合併処理浄化槽の整備対象地域として指定し、その整備促進に努めます。令和元年度末の合併処理浄化槽による水洗化人口は、対象地域外も含めて337人です。また、単独浄化槽が平成12年度の法改正（建築基準法、浄化槽法）で浄化槽と認められなくなったことから、単独浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えの促進を図ります。

第3節 し尿・汚泥の処理計画

1 し尿・汚泥の処理量推計

人口減少及び生活排水処理率の増加により、し尿汚泥の処理量は減少傾向にあり、令和元年度実績で1,947kℓ（し尿676kℓ、浄化槽汚泥1,271kℓ）の処理量が、令和7年度には1,573kℓ（し尿541kℓ、浄化槽汚泥1,032kℓ）となるものと推定しています。（表3-11）

表 3 - 11 し尿・汚泥処理量 (単位 : kℓ)

年 度	実 績		推 計
	H26	R1	R7
し 尿	1,031	676	541
浄化槽汚泥	1,436	1,271	1,032
計	2,467	1,947	1,573

2 収集運搬計画

し尿の収集運搬については、許可業者への委託によるものとしており、収集運搬量の減少にあわせて合理化を図るため、平成 15 年度から計画収集方式の導入による効率的な収集運搬を行っています。

浄化槽汚泥については、許可業者が浄化槽点検時に併せて収集運搬を行うこととしています。

3 施設整備計画

南魚沼市が整備した「南魚沼市し尿等受入施設」にし尿及び浄化槽汚泥を搬入しており、そこから流域下水道に投入され、処理を行っております。

第3章 生活排水処理の将来における課題

第1節 生活排水処理の将来における課題

本市の下水道整備はほぼ完了していることから、人口の減少とともに、今後、し尿の収集運搬量の更なる減少が見込まれます。しかし、し尿の処理は市町村の責務であり、収集運搬及び処理を安定的に行う必要があることから、「魚沼市一般廃棄物処理業（し尿等）に関する合理化事業計画」に基づいて業務を遂行することとし、随時、当計画に照らして事業の進捗状況を確認するとともに検証と評価を行った上で内容を見直すこととします。